

入札説明書等に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
1	入札説明書	2	第2	3				事業の目的	<p>安佐市民病院跡地全体の活用コンセプトを実現する施設とありますが、安佐市民病院跡地の活用は本事業と別で検討されております。市民病院跡地活用の検討の中で本事業に関連の深い情報について改めて公表をいただけないでしょうか。</p> <p>また、市民病院跡地活用検討業務にかかわった企業が本事業に参画する場合の公平性はどのようにお考えでしょうか。公平性の担保の為、本事業の検討に関連のある内容につきましては、資料の公表をお願い致します。</p>	<p>安佐市民病院跡地活用の検討に係る情報については、当該跡地の活用方針（平成29年2月）や当該跡地活用推進協議会資料等として市ホームページで公表していますので、そちらをご参照ください。</p> <p>なお、多目的交流広場はデザインビルド方式で整備することとし、この整備事業者の公募を令和5年7月3日付けで開始しています。要求水準書等の詳細については次のホームページをご覧ください。 https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/proposal/342141.html</p> <p>また、当該跡地活用の検討のためにこれまでに実施した業務について、「安佐市民病院跡地の活用に係る配置計画策定業務」は、学校給食センター・多目的交流広場・認定こども園の敷地割に影響のある法令の整理、敷地境界の案を作成したもので、それらを踏まえて現在の敷地を設定しています。「安佐市民病院跡地に整備する多目的交流広場に係る発注支援業務」は、多目的交流広場整備事業の概算事業費の算出のために行ったもので、本事業の検討に影響があるものではありません。「旧安佐市民病院跡地多目的交流広場（仮称）整備に係る要求水準等作成支援業務」は、多目的交流広場整備事業の募集要項や要求水準書作成の支援を委託したもので、その結果を踏まえて作成した要求水準書等は既に公表しています。</p>
2	入札説明書	2	第2	3				事業の目的	<p>安佐市民病院跡地全体の活用コンセプトを実現する施設とありますが、市民病院跡地活用の検討の中で本事業に関連の深い情報について公表をいただけないでしょうか。</p> <p>また、市民病院跡地活用検討業務にかかわった企業が本事業に参画する場合の公平性はどのようにお考えでしょうか。</p>	No. 1の回答をご確認ください。
3	入札説明書	2	第2	3				事業の目的	<p>安佐市民病院跡地全体の活用コンセプトを実現する施設とありますが、安佐市民病院跡地の活用は本事業と別で検討されています。市民病院跡地活用の検討の中で本事業に関連の深い情報について改めて公表いただけますでしょうか。</p> <p>市民病院跡地活用検討業務にかかわった企業が本事業に参画する場合の公平性の担保の為、本事業の検討に関連のある内容につきましては、資料の公表をお願い致します。</p>	No. 1の回答をご確認ください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
4	入札説明書	2	第2	3				事業の目的	安佐市民病院跡地全体の活用コンセプトである「若者や子育て世代を中心に広域から多世代が集い憩える交流の場」の実現に寄与する施設となることを期待とあります。抽象的な記述であるため本事業との関連が不明瞭です。安佐市民病院跡地活用コンセプトの詳しい情報を公開いただけますでしょうか。	No.1の回答をご確認ください。 なお、本事業における安佐市民病院跡地全体の活用コンセプトを踏まえた取組については、要求水準書の第7「附帯事業」をご確認ください。
5	入札説明書	2	第2	3				事業の目的	安佐市民病院跡地活用の全体の活用検討の中で、本給食センターの計画に関係する情報について公表をいただけないでしょうか。	No.1の回答をご確認ください。
6	入札説明書	3	第2	5	(1)			事業用地	令和5年4月28日付けの回答(No.41)に記載のある「合理的に予測できる事象以外については協議対象」の考えは不変と解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、設計・建設等請負工事契約書(案)の第16条第4項にこの旨を記載しています。
7	入札説明書	5	第2	9	(1)	ウ		参考 施設整備に関して市が実施する業務	施設整備に関して市が実施する業務ア(事業用地内の既存施設等の解体・撤去業務)の施工時期を教示願います。	既存施設等の解体・撤去業務は、令和5年6月に完了しています。
8	入札説明書	5	第2	9	(1)			参考 施設整備に関して市が実施する業務	「既存施設の基礎や埋設配管は全て撤去、敷地南側のコンクリート擁壁は残置」と記載がありますが、敷地東側の擁壁・側溝・フェンスの取り扱いについて、当該部分の敷地境界の位置についてご教示ください。また既存擁壁の図面も開示ください。	敷地東側の境界については、要求水準書配付資料12の敷地分割図、配付資料15の座標求積表をご確認ください。 また、敷地東側のフェンス及び擁壁も学校給食センターの事業用地に含まれるため、ご指摘を踏まえ修正します。 なお、敷地南側及び東側の残置するコンクリート擁壁については、設置から相当の年数が経過しているため図面等が保管されていません。
9	入札説明書	6	第2	12				支払条件	維持管理及び運営業務の対価について、物価変動に基づき年1回改定するとありますが、固定料金及び変動料金について、物価変動基準は何を基準に算出するのでしょうか。	維持管理・運営委託契約書(案)別紙1-2の3及び別紙1-4の7に基づきます。
10	入札説明書	6	第2	12				支払条件	調理人件費や光熱水費はすべて変動料金という理解でよろしいでしょうか。	固定料金及び変動料金の内訳は様式3-23により事業者において提案してください。
11	入札説明書	6	第2	12				支払条件	維持管理業務及び運営業務の対価は、物価変動に基づき1年に1回改定するとありますが、施設整備業務の物価変動対価については、設計・建設等請負工事契約書(案)の第44条・45条・46条が適合されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	入札説明書	6	第2	12				支払条件	設計・建設企業の共同企業体に対する、広島市からの契約金の支払いは、設計企業・建設企業別々に支払われる事になるのでしょうか。	施設整備業務に係る対価は、設計・建設等請負工事契約書第5章及び共同企業体協定書に基づき代表者に支払うことを予定しています。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
13	入札説明書	7	第2	14	(4)	イ	(ウ)	炊飯の取り扱い	米飯加工賃の額は毎年改訂するとありますが、どのような改訂を行うのでしょうか。	米飯加工賃の1食当たり単価は、物価変動等を考慮して改定を行うことを想定しています。
14	入札説明書	7	第2	14	(4)	イ		炊飯の取り扱い	米飯の加工賃について、市が一定程度の加工賃を保証していただけないでしょうか。	米飯加工賃について市では保証しません。
15	入札説明書	8	第3	3	(1)	ア、イ		入札参加者の構成等	構成員と協力員の言葉の定義についてお尋ねします。 「設計」「建設」「工事監理」「開業準備、維持管理、運営」の各業務を実施する最大4社を構成員（市との契約当事者）と呼び、それ以外を協力員と呼ぶということでしょうか。 維持管理企業と配送企業は開業準備にも関わりますが、協力員でよいでしょうか。	本業務の入札参加資格を備えた上で本市との契約当事者となる企業が構成員となり、その他の業務を担う企業は協力員となります。
16	入札説明書	9	第3	3	(2)	ア	(イ)	共通の参加資格	この入札の公告日から開札日までの間のいずれの日においても・・・と記載がありますが、その具体的な期間は公告日が5月31日開札日が9月19日で、その期間内に営業停止や指名停止措置を受けていなければ参加資格があるとの認識でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。 ただし、入札説明書の第3-6-(8)-ウに掲げる事項に該当する場合は入札が無効になるとともに、同書21ページの第4-5に掲げる事項に該当する場合は契約締結をしないことがあることに御留意ください。
17	入札説明書	11	第3	3	(4)			入札参加資格の確認	「入札参加資格確認の基準日は、入札参加資格審査確認書類の受付日とする。」とあり、令和5年4月28日の事業概要(素案)の質問に対する回答N026において、「参加資格申請の確認基準日は受付日であるため、入札の公告日から参加資格確認日(受付日)までの期間は参加資格の有無を問わないこと」を明確にお示し頂いております。 事業概要(素案)以降、入札参加資格確認の基準日についての変更はされておらず、現入札説明書上で生じている基準日の齟齬については、事業概要(素案)の質疑回答N026の解釈になります。 仮に、9頁の共通の参加資格の(イ)の通り、基準日が入札公告日となる場合、事業概要(素案)の質疑回答の変更が必要となります。 また、その変更により参加が認められない企業が生じた場合、質疑回答をもって代替企業を見つけ、参加資格申請を行うことはスケジュール的に不可能であり、グループの全企業が断念せざるを得なくなります。 貴市の条件変更により、当該グループ全企業が参加を断念せざるを得ない状況において、入札の適正さをどのようにお考えでしょうか。事業提案に向けて、事業者は既に先行費用を負担しております。	入札参加資格確認の基準日は、入札説明書に掲げる「共通の参加資格」及び「個別の参加資格」の有無を確認するものであり、入札の公告日から備えておくべき資格については、入札の公告日から参加資格確認日までの期間においても資格を備えている必要があります。 このことが明確になるよう、入札説明書等に対する質問回答に先立ち、令和5年6月14日付けで一部修正した入札説明書を公表しています。 なお、入札説明書に記載のとおり、入札説明書等と「事業概要(素案)等に関する質問及び意見への回答(令和5年4月28日公表)」に相違がある場合は入札説明書等の内容を優先することとしており、本事業の入札は修正後の入札説明書等に基づき取り扱うこととします。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
18	入札説明書	11	第3	3	(4)			入札参加資格の確認	「入札参加資格確認の基準日は、入札参加資格審査確認書類の受付日とする。」とありますが、令和5年4月28日の事業概要(素案)の質問に対する回答No.26において、「参加資格申請の確認基準日は受付日であるため、入札の公告日から参加資格確認日(受付日)までの期間は参加資格の有無を問われないこと」とご回答いただいております。ご回答内容を変更される場合は、変更内容をお示しいただけないでしょうか。	No17の回答をご確認ください。
19	入札説明書	14	第3	6	(2)	ア		入札の方法	入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額とは消費税相当額との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	入札説明書	14	第3	6	(3)			入札回数	入札回数は1回限りとし、この結果落札者となるべき者がいない場合は入札を打ち切るとありますが、諸条件を改訂の上、再度公募されるのでしょうか。また、1回目の公募で落札者となれなかったグループは2回目の公募に参加は可能でしょうか。	入札を打ち切った場合は、諸条件を改定し、再度公募を行う予定です。また、2回目の公募の際も参加は可能とする予定です。
21	入札説明書	15	第3	6	(5)			提案書の提出方法等	提案書は正本1部、副本15部を提出することと記載がありますが、様式集(3頁)には正本1部、副本14部合計15部と記載があります。様式集(合計15部)に準拠して作成して宜しいでしょうか。	提案書は、正本1部、副本15部の合計16部を提出して下さい。様式集3ページ目の副本の部数は誤りのため修正します。
22	入札説明書	15	第3	6	(5)			提案書の提出方法等	郵送とありますが、宅配便等の利用も可能でしょうか。	提案書類等を配達した事実が記録として確認できるようにするため、配達証明付書留郵便により郵送してください。
23	入札説明書	15	第3	6	(7)	エ	(ア)	入札予定価格	施設整備業務の予定価格を構成した施設建築工事価格はいつ時点で算出された金額でしょうか。	算出時期については公表を控えさせていただきます。
24	入札説明書	15	第3	6	(7)	エ	(ア)	入札予定価格	施設整備業務の予定価格は、いつ時点の建設工事単価を基に積算されておりますでしょうか。	No.23の回答をご確認ください。
25	入札説明書	15	第3	6	(7)	エ	(ア)	入札予定価格	施設整備業務の予定価格について、いつ時点の建設工事単価を基に積算されておりますでしょうか。	No.23の回答をご確認ください。
26	入札説明書	15	第3	6	(7)	エ	(ア)	入札予定価格	施設整備業務および維持管理・運營業務の予定価格は約3:7の比率となっています。比較的施設整備費用が抑制されていると思われませんがこれは建物の建築コストを抑制して維持管理を手厚く(設備更新、修繕)するとした考えが背景にあるのでしょうか。	予定価格設定に当たっての詳細な考え方については、公表を控えさせていただきます。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
27	入札説明書	15	第3	6	(7)	エ	(ア)	入札予定価格	施設整備業務および維持管理・運営業務の予定価格がそれぞれ設定されておりますが、施設整備費と運営・維持管理費の比率が7:3で、施設整備が3となっております。施設整備の考え方として、耐用年数の高い仕様を採用してインシヤルコストをかけるのではなく、設備等の更新や大・中規模規修を行いながら、長寿命化を実現していく方針という理解でよろしいでしょうか。	No. 26の回答をご確認ください。
28	入札説明書	15	第3	6	(7)	エ	(ア)	入札予定価格	入札予定価格の総額とその内訳である施設整備業務、維持管理・運営業務にも予定価格が約3:7の比率で設定されております。施設整備業務の予定価格が抑制されていると思われるので入札において施設整備業務の入札価格が超過する可能性があると思われます。したがって入札は入札予定価格の総額を超過しなければ施設整備業務、維持管理・運営業務のいずれかが予定価格を超過してもよろしいでしょうか。	予定価格を設定している施設整備業務と維持管理・運営業務では、それぞれの予定価格の範囲内の価格で入札してもらう必要があります。なお、施設整備業務の予定価格は4,478,182,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）、維持管理・運営業務の予定価格は10,010,415,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）です。
29	入札説明書	15	第3	6	(7)	エ	(ア)	入札予定価格	施設整備業務と維持管理・運営業務の各予定価格については、本事業の予定価格が越えなければ内訳は超えても問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	No. 28の回答をご確認ください。
30	入札説明書	15	第3	6	(7)	エ	(ア)	入札予定価格	施設整備業務および維持管理・運営業務の予定価格がそれぞれ設定されておりますが、入札予定価格の総額を超過しなければ良い理解でよろしいでしょうか。物価上昇が著しい中、施設整備業務の予定価格を超過しない提案を実現することは非常に難しいと考えます。また、施設整備費と運営・維持管理費の比率が7:3で施設整備が3であることは、物価上昇が著しい中、非常に現実的ではないと考えます。その比率を設定された根拠について、お示し頂けないでしょうか。	No. 26及びNo. 28の回答をご確認ください。
31	入札説明書	15	第3	6	(7)	エ	(ア)	入札予定価格	施設整備業務および維持管理・運営業務の予定価格を設定されておりますが、入札予定価格の総額を超過しなければ良い理解でよろしいでしょうか。また、施設整備費と運営・維持管理費の比率を3:7と設定された根拠についてお示し頂けないでしょうか。	No. 26及びNo. 28の回答をご確認ください。
32	入札説明書	15	第3	6	(7)	エ	(ア)	入札予定価格	物価上昇が著しい状況を考慮して、施設整備費と運営・維持管理費の比率を変更させていただけないでしょうか。不可の場合、比率を設定された根拠をお示しただけでないでしょうか。	No. 26及びNo. 28の回答をご確認ください。
33	入札説明書	21	第4	1	(4)			契約金額	14ページの(2)入札の方法エによると落札価格は税込の金額となるのではないのでしょうか。	落札価格は入札金額の誤記です。入札説明書を修正します。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
34	入札説明書	21	第4	2				契約書の内容変更	原則、契約書(案)は内容変更は行わないとありますが、落札者決定以降に細部の調整は可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	落札者決定基準	4	第3	2				表2	1③評価項目に、工事短縮の工夫等について具体的な提案がなされているかとありますが、工期短縮を要望された趣旨についてご教示ください。	事業スケジュールを遵守するための工夫が施されているかを評価する趣旨となります。表現が適切でなかったため落札者決定基準を修正します。
36	落札者決定基準	6	第3	2	(2)	ア	(ア)	表2	5②維持管理運営時の配慮にある「配置計画や動線計画」「施設や植栽の配置、意匠等」は施設整備時の項目と考えますが、いかがでしょうか。	施設整備時の計画も含めて審査を行いますが、維持管理・運営期間全体を通じて配慮してもらう必要があるため当該項目としています。
37	要求水準書	4	第1	4	(6)	イ		施設整備業務責任者	施設整備業務責任者の所属企業に何らかの指定は有りますか(設計企業に所属しているものとする等の指定)	指定はございません。
38	要求水準書	5	第1	4	(7)	ア		法令	工場立地法の記載がありますが、学校給食センター(自主事業含む)は製造業に該当しないとみなし適用外と捉えて良いでしょうか。	学校給食の調理のみであれば製造業に該当しないため同法に基づく届出の対象となりませんが、自主事業が届出の対象となる製造業に該当する場合は、学校給食センター全体が同法の適用を受けることとなります。
39	要求水準書	8	第1	4	(8)			敷地概要	隣地のこども園・多目的広場整備事業においても良好な環境整備を実現する必要があると認識しております。施設の配置計画や方針について、出来る限り詳細をご教示いただけますでしょうか。	認定こども園については、現在、基本設計及び実施設計業務を行っており、施設の配置計画等は検討中です。多目的交流広場については、No1の回答をご確認ください。
40	要求水準書	8	第1	4	(8)			敷地概要	敷地の前提条件として「開発行為不要」との記載があります。しかしながら敷地現状を視察する限り、外周部の地盤レベルが高く中央が低いすり鉢状となっています。今回工事にて地盤面を埋め戻した場合に開発行為に該当しない根拠、また外周部法面に対する措置など、考え方をご教示ください。	本事業で整備する学校給食センターについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に基づく教育機関として本市の学校給食センターの設置条例に位置付ける予定であり、都市計画法施行令第21条第26号を適用する建築物となるため、都市計画法第29条第1項に規定する開発行為の許可は不要となります。なお、学校給食センター設置条例の改正は供用開始までに行います。また、外周部法面に対する措置については、敷地から隣接地又は道路への土砂流出を防ぐため、高低差分の擁壁を設置するなど何らかの措置を行ってください。
41	要求水準書	8	第1	4	(8) (9)			敷地概要 敷地の留意点	当該地にて施設整備工事を施工するに際して、市側と近隣住民や施設所有者、インフラ事業者との間で事前に締結した記載以外の約束事はありますでしょうか。	市が施設に求める性能等に係る水準や敷地に関する留意事項は要求水準書等で示しているとおりであり、現段階においてはこれ以上の約束事はありません。
42	要求水準書	9	第1	4	(9)	イ		敷地の留意点	「旧安佐市民病院の解体によって変更した地盤の高さを考慮した上で・・・」と記載がありますが敷地現状を視察する限り、外周部の地盤レベルが高く中央が低いすり鉢状となっています。変更後(着工時)の地盤レベル情報を開示ください。	要求水準書の追加資料3をご確認ください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
43	要求水準書	9	第1	4	(9)	イ		敷地の留意点	「本件建物に設置した調理機器やキュービクル等が浸水しないよう、施設整備を行うこと」とありますが、受水槽、給水ポンプ、バルクタンク等は含まれないと考えて良いでしょうか。	屋外設置の電気設備・機械設備も機能が維持できるよう対策を講じてください。
44	要求水準書	9	第1	4	(9)	ウ		敷地の留意点	多目的交流広場と一体的な整備を望まれています。フェンスや囲障などは設けない方が良いでしょう。また駐車場も解放することとなっていますが、給食センター敷地内で第三者同士の事故が発生した場合等に事業者は一切の責任を負わないものと捉えて宜しいのでしょうか。	多目的交流広場と学校給食センターの間について、フェンス等は極力設けない想定です。警備上の理由等でフェンス等を設ける場合には、多目的交流広場と一体的な利用が可能となる動線に配慮するなど、隣接する施設が別々の空間とならないような提案を期待しています。 また、給食センター敷地内において利用者同士のトラブルが発生した場合には、基本的に利用者双方で問題の解決に当たっていただくことを想定しています。
45	要求水準書	9	第1	4	(10)	イ	(イ)	献立方式	2献立の内容で、ご飯とパンで半々等に分かれることはあるのでしょうか	現時点ではパンは曜日を決めて週1回実施しており、2献立がごはんとパンに分かれることは想定していません。
46	要求水準書	9	第1	4	(10)	イ	(イ)	献立方式	ご飯の献立で白ごはん炊き込みご飯で2献立となることはあるのでしょうか。	炊き込みごはらは、献立の組合せを変更して同一日に実施するよう考えています。2献立が白ごはん炊き込みごはんとなることは想定していません。
47	要求水準書	9	第1	4	(10)	イ	(イ)	献立方式	和え物の献立で2献立になることはあるのでしょうか。	和え物はごまあえとサラダなど2献立同時実施を予定しています。
48	要求水準書	9	第1	4	(10)	イ	(エ)	献立方式	牛乳やデザートと言った学校へ直接搬入される食品の納品時間を教えてください。	牛乳については業者が各学校を順番に配送するため、納品時刻は学校により異なります。現在、おおむね7時頃～10時頃に配送しています。 デザートについては種類や形態によって異なりますが、現在、11時頃に配送しています。
49	要求水準書	9	第1	4	(10)	イ	(オ)	献立方式	納品されるパンの容器に入るパンはビニール袋(大袋・個包装など)には詰められていますでしょうか。	原則パンは個包装ですが、揚げパンの日は、大袋に個包装されていないパンがクラスの数分入った状態でパン箱に入れられて納品される予定です。
50	要求水準書	9	第1	4	(10)	エ		配送	「調理済食品は、調理後2時間以内に児童生徒が喫食できるように配送する」とありますが、米飯については対象外としていただきますようお願いいたします。	「学校給食衛生管理基準」に記載されているとおり、「適切な温度管理を行い、調理後2時間以内に給食」できるよう可能な限り努めてください。 なお、「大量調理施設衛生管理マニュアル」の「調理後直ちに提供される食品以外の食品は病原菌の増殖を抑制するために、10℃以下又は65℃以上で管理することが必要である」を参考に「適切な温度管理」について対応してください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
51	要求水準書	10	第1	4	(10)	ケ		光熱水費の負担	市専用エリア及び食育エリアの光熱水費は市負担ですので、附帯事業を実施するうえで発生する光熱水費は市のご負担という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	要求水準書	10	第1	4	(10)	ケ		光熱水費の負担	「市専用エリア及び食育エリアで使用した光熱水費、市が負担するため、別途計量できるようにすること」とありますが、計量方法、請求方法に指定はございますか。ご教示ください。	計量方法や請求方法については事業者提案に委ねますが、市に協議の上、決定してください。
53	要求水準書	10	第1	4	(10)	ケ		光熱水費の負担	「市専用エリア及び食育エリアで使用した光熱水費は、市が負担するため、別途計量できるようにすること」とありますが、それぞれの「エリア」ごとでも計量できるようにしておく必要がある、という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	要求水準書	12	第2	4	(1)	ア		事前調査業務	地質調査ならびに測量等、別途必要となる各種調査についての費用は設計業務に含むと解釈して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	要求水準書	13	第2	4	(1)	イ	(ケ)	本件施設の基本設計・実施設計業務	「市は基本設計及び実施設計の内容に対し、事業者の提案趣旨を逸脱しない範囲で変更を求めることが出来る」とありますが、要望によって変更した内容を反映して工事費費用が変動する場合は協議対象と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 市の要望によって変更した内容を反映した際に工事費が変動した場合は、設計・建設等請負契約書（案）第19条の規定に基づき協議対象とします。
56	要求水準書	13	第2	4	(1)	イ	(コ)	本件施設の基本設計・実施設計業務	約1.5mの最大浸水深とありますが、どこから1.5mと見込めば宜しいでしょうか。基準となるポイントまたはレベルをご教示ください。	No. 42の回答をご確認ください。
57	要求水準書	13	第2	4	(1)	ウ	(イ)	建設に伴う各種許可申請等の手続業務	事業者が計画している自主事業の内容が原因で「学校施設環境改善交付金」が交付されない、もしくは減額となった場合でも、事業者には責任はないという理解でよろしいでしょうか。	事前に市の承認を得ている自主事業に関しては、事業者の責任を問いません。
58	要求水準書	13	第2	4	(2)	ア	(ウ)	本件施設の建設業務	認定こども園及び多目的交流広場の建設工事業者等が、施工に際して近隣住民・施設所有者・インフラ事業者との間で締結した約束事がありましたら教示願います。	認定こども園及び多目的交流広場については、現在のところ、該当する事項はありません。 なお、広島市立病院機構が発注した南館解体工事の施工時には、現場周辺が近隣の小学校等の通学路になっていることを踏まえ、工事車両等の現場への出入りに当たっては登校時間帯を避けるなどの配慮が必要となりました。
59	要求水準書	14	第2	4	(2)	カ	(ウ)	近隣対応・周辺対策業務	合理的に要求される範囲の近隣対応を実施することと記載がありますが、合理的な要求とは具体的にどのようなことを指しますか。ご教示願います。	工期及びコスト面で過大な影響を与えない程度の対応を想定しています。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
60	要求水準書	14	第2	4	(2)	キ		中間検査・竣工検査及び引き渡し業務	建基法及び条例上は中間検査は不要と考えておりますが、検査の時期及び内容について想定されてますか。	工事完了時では内壁や天井により確認できない部分の施工状況について、中間検査で確認することにより適切な工事施工や建物の安全性の確保が図られることを期待しています。こうした趣旨を踏まえ、事業者が中間検査の時期や内容を提案してください。
61	要求水準書	19	第4	2	(5)	ア		業務期間終了時の措置及び大規模修繕の考え方	「市は事業期間終了後に次の点検を実施する～」とありますが、事業期間終了後ではなく事業期間内に点検を行っていただけないでしょうか。例えば事業期間終了の半年前に点検を行っていただければ、事業期間内に対応することができ、引渡しをスムーズに行うことが出来ます。	「事業終了後」は「事業終了時」の誤りです。要求水準書を修正します。維持管理・運営委託契約書（案）第22条第6項に基づき、委託業務の終了に先立ち市の検査及び確認を受けるものとなります。
62	要求水準書	20	第4	2	(8)			消耗品の調達	市事務室等市職員が使用する消耗品の想定数量や想定金額をご教示ください。	事業者で調達いただく市事務室等で使用する消耗品は、電球、管球、ヒューズ等を想定しています。数量及び費用の具体的な想定は現時点ではありません。また、文房具等の事務備品は市で用意します。
63	要求水準書	20	第4	3				実施体制	維持管理業務責任者は非常駐でも可との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。非常時に対応ができれば可とします。
64	要求水準書	22	第4	4	(3)	ア		対象範囲及び対象業務	植栽について、高木・中木・低木などの高さ基準はありますか。	植栽の高さに関する基準は設けていませんが、昆虫及び衛生害虫等のつきにくい樹種を選定してください。
65	要求水準書	24	第4	4	(7)	イ		清掃業務	日常清掃を実施する際の作業時間帯は特段の定めはないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	要求水準書	25	第4	4	(7)	イ	(イ)	c 一般エリア	窓ガラスは1週間に1回以上清掃との事ですが、内側の手が届く範囲との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	要求水準書	27 70	第4 第7	4 2	(8) (1)	ウ エ	(オ)	警備業務	「給食センター閉場日に食育エリアを一般市民の施設利用に開放している時間帯は、利用者からの通報連絡にも対応可能な体制とした上で、必要に応じて市職員にも連絡が行える体制を整えること」とあるが、通報連絡に対応していればよいのか、対面での対応が望ましいのか、また対面の場合には事業者がその対応を担うのかなど、お考えをご教示ください。 また閉場時において、事業者が施設内に不在としている間に外来者が事件・事故に遭遇することも考えられますが、その場合の責任の所在についても併せてお考えをお示ください。	利用者からの通報内容に応じて、事業者が適宜現場に急行し対面で初動対応を行った上で、必要に応じて市職員にも連絡を行うことができる体制を整備してください。 また、閉場時における事件・事故に係る責任の所在について、施設内でのシステムトラブルは事業者の責任とし、その他は市の責任と想定していますが、発生事案の内容に応じて責任の所在を協議することを考えています。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
68	要求水準書	27	第4	4	(8)	ウ	(カ)	警備業務	「厨房エリア出入口」とありますが、給食エリア出入口と読み替えればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。
69	要求水準書	27	第4	4	(8)	ウ	(エ) (オ)	警備業務	「給食センター閉場時に・・開放する場合は」ならびに「開放している時間帯は」と記載がありますが開放日および開放時間帯を事業者で設定できると理解して良いでしょうか。貴市において設定される場合はその詳細をお示しく下さい。	開放日及び時間帯は本市において設定します。給食センター閉場時の開放について現時点では公民館の利用時間を考慮し、最長で月曜日から金曜日の夜間（17時～22時）、週休日や祝日（8時30分～22時）を想定しています。
70	要求水準書	27	第4	4	(8)			警備業務	警備業務が維持管理業務の中に含まれていますが、警備業者は事業者が選定しても良いでしょうか。また警備に必要なシステムや機器類（配管・配線共）は施設整備業務内に含み、警備会社との契約や維持コストなどは維持管理業務に含むと捉えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	要求水準書	30	第5	3	(1)			運営担当者	調理責任者、調理副責任者が食品衛生管理責任者や配送責任者を兼務することは可能でしょうか	資格等を有している場合は兼務を可とします。
72	要求水準書	32	第5	3	(4)	ア		食品衛生責任者の設置	ここにある「食品衛生責任者」は、31ページの表の食品衛生管理責任者と同一でしょうか、別でしょうか。	食品衛生管理責任者が兼ねること、また、食品衛生責任者の資格を有する者を別途配置することのいずれも可とします。
73	要求水準書	34	第5	4	(1)	イ	(ア)	調理の基本方針	g生で食用する果物等については、～とありますが生野菜は使用予定がないとの理解でよろしいでしょうか。	ミニトマトのみ生野菜として提供する予定です。
74	要求水準書	34	第5	4	(1)	イ	(ア)	調理の基本方針	m調理業務を実施するに当たり、喫食者の評価については業務の参考にとすることとありますが、喫食者の評価については貴市にて行った結果について参考にとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	要求水準書	34	第5	4	(1)	イ	(ア)	調理の基本方針	m喫食者（児童生徒等）の評価はどのような方法で事業者へ伝えられますか	学校給食の料理別残食率及び受配校から聴取した意見等をまとめた結果を月例会議等で提示する予定です。
76	要求水準書	35	第5	4	(1)	イ	(ウ)	二次汚染の防止	j市職員が使用するエプロンや履物等も事業者が使用後の管理をするのでしょうか	ご理解のとおりです。
77	要求水準書	36	第5	4	(1)	イ	(ク)	アレルギー対応食の提供	c「乳、卵、大豆、ごま及び小麦以外のアレルギーについても対応可能な体制」とありますが、追加されるアレルギーの詳細をお示しく下さい。	追加されるアレルゲンとしては、特定原材料及びそれに準ずるもの28品目のうち、現在対応している4品目（乳、卵、大豆、ごま）と小麦及び学校給食で提供しないこととしている5品目（落花生、そば、えび、かに、キウイフルーツ）を除く19品目が対象となる可能性があります。
78	要求水準書	36	第5	4	(1)	イ	(ケ)	配食	ゼリー・ヨーグルトなどのデザート類は各校へ納品されまじすでしょうか。その場合の納品時間をお示しく下さい。	現在、ゼリー・ヨーグルトは各学校に直接納品しており、種類や形態によって異なりますが、11時頃に配送しています。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
79	要求水準書	38	第5	4	(1)	オ	(ア)	廃棄物等処理業務	「調理に伴い発生した廃棄物に廃油等」と記載がありますが、P45. 諸室の説明の食油庫には「納品・回収業者の作業方法や、動線交差に配慮して設置すること」と記載がありますが、廃油の処理は回収業者でしょうか事業者でしょうか	廃油は事業者の責任において処理してください。
80	要求水準書	38	第5	4	(1)	キ	(ア)	食缶等保守管理業務	食缶等の更新は事業期間内に必ず1回更新などではなく、必要に応じて行うという理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。市と協議の上確定します。
81	要求水準書	38	第5	4	(1)	キ	(ア)	食缶等保守管理業務	食缶の更新時期・更新内容については、貴市との協議により決定することとありますが、更新頻度が協議にて増加した場合のコスト増については、貴市で負担いただくとの理解でよろしいでしょうか。	更新の必要が生じた原因により、市と協議の上確定します。 (例)劣化により使用に耐えない状態となった場合の更新：事業者、食缶の種類の変更に伴う更新：市
82	要求水準書	38	第5	4	(1)	キ	(ア)	食缶等保守管理業務	食缶の更新時期・更新内容については、貴市との協議により決定することとありますが、食缶のサイズや種類が変更となった場合、コンテナ台数が増加したり、食缶消毒保管機に必要な数が入らなくなる可能性が懸念されます。よって、貴市との協議については、コンテナや消毒保管機への収納を前提としたものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	要求水準書	40	第5	4	(1)	サ	(ア) ^a	配膳員の配置	現在配膳業務を行っている学校の配膳員の勤務時間を教えてください。	現状では1校当たり1名～2名の配膳員を配置しており、勤務時間は1名の学校がおおむね3時間、2名の学校がおおむね2時間（勤務時間は、10時30分～13時30分又は14時30分（うち休憩1時間））となっています。
84	要求水準書	40	第5	4	(1)	サ	(ア)	配膳員の配置	現状で配膳員が配置されている配送対象校があれば、学校名、配膳員の人数・雇用条件（勤務時間・給与・賞与・社会保険等）をご教示ください。また、受け渡し場所が複数箇所になる学校とその受け渡し箇所の数をご教示ください。	本事業の受配校に加わる学校のうち、現在、配膳員が配置されている学校は①現可部地区学校給食センターの受配校（8校）、②選択制のデリバリー方式を採用している中学校（11校）、③自校調理方式を採用している学校のうち親子方式の子の学校（2校）です。 なお、配膳員の主な雇用条件については次のとおりです。 時給1,257円、雇用保険無し、健康保健無し、厚生年金保険無し また、現在の各学校における給食の受渡方法については、要求水準書の追加資料4をご確認ください。
85	要求水準書	41	第5	4	(1)	サ	(ア)	配膳員の配置	a複数個所で給食の受け渡しを行っている学校について、何か所で行っているか等についてお示しいただけますでしょうか。	No. 84の回答をご確認ください。
86	要求水準書	41	第5	4	(1)	サ	(ア)	配膳員の配置	a「複数個所（各校舎、各階）で給食の受け渡しを行っている学校があることに留意」とありますが、全ての学校の受け渡し場所、条件（エレベーターで給食を各階に上げる等）の詳細や想定をお示しください。	No. 84の回答をご確認ください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
87	要求水準書	44	第6	2				諸室の説明	野菜類、肉類、パン、米それぞれに対して、専用の搬入口および荷受室を設けるようになっていますが、プラットホーム（床）は地続きの状態（間仕切り無し）としても良いでしょうか。	プラットホーム（床）については、地続きの状態で可とします。
88	要求水準書	45	第6	2				冷蔵室・冷凍室	d 冷蔵室は肉・魚・卵類専用と、野菜他加工品等専用のものをそれぞれ設けることと記載がありますが、冷凍室については1室でも問題ないという理解でよろしいでしょうか。	納品された冷凍の肉や魚などドリップが出る可能性があるものを冷凍庫に保管する予定があれば、肉・魚・卵専用と野菜他加工品等専用に分けていただく必要があります。ただし、肉・魚を解凍のために冷蔵庫に入れる予定であれば、冷凍庫に保管されるものは魚のフライやヒレカツ、小いわし（唐揚げ用）等の冷凍加工食品と冷凍野菜、冷凍みかん等になると考えられ、この場合に限り冷凍庫を1室とすることを可とします。その際は、肉・魚・卵類と野菜他加工品等を区別して保管できるよう十分なスペースを確保してください。
89	要求水準書	46	第6	2				貯米室	お米の納品状態は袋に入った状態でしょうか。	現在、10kg入りの袋で納品されています。
90	要求水準書	47	第6	2				上処理室	b 冷凍食品の開封作業を行うスペースを設置することとありますが、冷凍野菜等の洗浄作業は不要とお考えでしょうか。	冷凍野菜は洗浄作業が必要です。ただし、冷凍みかんについては洗浄作業は不要です。
91	要求水準書	47	第6	2				上処理室	f 切裁後の食品に金属異物がないことを確認する金属探知機を設置することありますが、和え物室にはその記載がありません。果物や加熱調理済のものを切裁する場合は金属探知機は使用しなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。それとも、これらの切裁工程はないとのことでしょうか。	加熱調理済の食材を切裁することは想定していません。柑橘類やりんご等の果物は切裁工程がありますが、切裁に使用する器具が限られていることから、金属探知機の設置は事業者の提案に委ねます。
92	要求水準書	47	第6	2				調理室（煮炊き）	調理釜は下ゆでや同じ献立などでの使い回しは問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	要求水準書	48	第6	2				炊飯室	炊飯後の米飯に金属異物がないことを確認する金属探知機を設置することとありますが、学校給食センターで食缶で提供する米飯類を金属探知機を使用している事例はありませんが、貴市ではどのように実施する想定でしょうか。	炊き上がった米飯をベルトコンベアで流す間に金属探知機を設置して検査し、その後に計量配缶することを想定しています。
94	要求水準書	48	第6	2				炊飯室	d 「炊飯後の米飯に金属異物がないことを確認する金属探知機を設置すること」とありますが、4月28日の質問に対する回答No. 181では「異物混入を防止すること、調理後の米飯の適切な温度を保つこと、調理作業の安全面に配慮することなどを前提に、金属探知機の設置場所については事業者の提案とします。」と回答がございます。質問に対する回答を正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。金属探知機の設置は必須としていますが、その設置場所については事業者の提案に委ねます。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
95	要求水準書	48	第6	2				アレルギー対応食調理室	c 個別調理に適した調理設備及び調理機器を設置することとありますが、「配布資料10マニュアル(アレルギー)」では「複数の原因食物を含む料理については、全ての原因食物を除去した料理を提供」と記載されています。本施設でも、一料理一除去食との理解でよろしいでしょうか。	現在、対応している「乳、卵、大豆、ゴマ」は一料理一除去食で実施していますが、小麦の代替食対応を実施すると二除去食となる日があると考えています。また、今後対応アレルゲンを増やす場合、除去食の種類が増えることを想定していますが、一料理三除去食までと考えています。
96	要求水準書	49	第6	2				汚染作業区域前室	汚染作業区域前室に爪ブラシとありますが、非汚染区域のみとしても良いでしょうか。	「学校給食衛生管理基準」に前室の手洗い設備には個人用爪ブラシを常備することとあることから両区域の前室に必要となります。
97	要求水準書	50	第6	2				物品・備蓄品保管室	「物品・備蓄品保管室」のbではどのような食材を何食程度保存しますか。	レトルトパウチのヒートレスカレーを想定しています。保存するカレーは12,000食程度となります。
98	要求水準書	50	第6	2				物品・備蓄品保管室	物品、備蓄品保管室とありますが非常食をどの程度保管されるのでしょうか。パレット数やダンボールであれば大きさもご教授ください。	No97の回答をご確認ください。 現在、市で使用しているヒートレスカレー（1箱30食入）の梱包サイズは次のとおりです。 横幅51cm×奥行28cm×高さ8cm
99	要求水準書	50	第6	2				市職員用事務室（執務室、更衣室）	「6名程度」とありますが、男女の内訳は何名程度ずつを想定すればよいでしょうか。	更衣室は男女別ではなく、交代で使用することを想定しています。要求水準書を修正します。
100	要求水準書	50	第6	2				市職員用事務室（執務室、更衣室）	「市職員用事務室」に、書架と流し台を設置することとし、「書庫」及び「給湯室」は不要という考えでよろしいでしょうか。	「給湯室」は事業者と共用することを想定していますので「市職員用事務室」内に流し台は必要ありません。その他については、ご理解のとおりです。
101	要求水準書	52	第6	2				食育エリア	休日等に一般市民を対象とした利用も想定されるとありますが、一般市民の方が使用した際に施設等の破損や利用者の負傷等、事故が発生した場合は貴市にて対応していただくという理解でよろしいでしょうか。	No. 67の回答をご確認ください。
102	要求水準書	52	第6	2				研修室	f 「机及び椅子などを収納できる倉庫等を設けること」とありますが、倉庫の広さは、80名分の机・椅子を全て収納できる広さが必要という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	要求水準書	52	第6	2				調理実習室（キッチンスタジオ）	「調理台（1台当たり6名程度着席）」は何台の設置を想定すればよいでしょうか。	最低4台程度の設置を想定していますが、設置台数は事業者の提案に委ねます。
104	要求水準書	52	第6	2				調理実習室（キッチンスタジオ）	何名程度を受け入れられる広さ、設備を想定すればよいでしょうか。	最低25名程度を受け入れる広さや設備を想定していますが、規模等は事業者の提案に委ねます。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
105	要求水準書	54	第6	2				ごみ置き場	ごみ置場の概要欄に「a残渣以外の廃棄物（ダンボール等）を保管する庫」「e廃棄物保管スペースを設けること」と記載がありますが、ごみ置場と廃棄物保管スペースは同一のものとしなして良いでしょうか。それともそれぞれ別置とすべきでしょうか。ご教示ください。	ごみ置場と廃棄物保管スペースは同一のものです。要求水準書を修正します。
106	要求水準書	54	第6	2				駐車場	給食センターの閉場日における駐車場の市民利用については使用時間帯に応じた課金事業とすることは可能でしょうか。また無償使用とした場合、仮に長時間無断駐車等で当該事業運営に支障をきたした場合、無償とした市側の責任において不具合な状況を解消するものと解して宜しいでしょうか。	駐車場の市民利用について無償使用とします。また、長時間無断駐車等については市の責任で対応を行うことを想定しています。なお、夜間等に利用制限を行うことを想定し、タイマー制御可能なゲート装置を敷地出入口に整備することとし、要求水準書を修正します。
107	要求水準書	55	第6	3	(1)	ウ		周辺環境への配慮	「できる限りの空地確保、空地の10%以上の植栽等を施す努力」と記載がありますが、広島市緑化推進制度では敷地面積に対して10%以上の緑化基準が求められています。本プロジェクトは、広島市緑化推進制度内の「その他市長が定める建築物」に該当するとみなし、緑化計画書の提出が不要（敷地面積の10%以上の緑化は不要）と考えて宜しいでしょうか。	本事業は、広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例に定める緑化推進制度の適用を受けることから、一定割合以上の緑化（敷地面積の10%以上）が義務付けられています。
108	要求水準書	55	第6	3	(1)	ウ		周辺環境への配慮	【公害関係への配慮】に定める数値を満たしているにもかかわらず近隣からクレーム等が発生した場合、その対策にかかる費用は本事業にて負担しなくて良いと考えて宜しいでしょうか。	原因によりますので、個別の事案に応じて検討することになります。
109	要求水準書	55	第6	3	(2)	ア	(ア)	建築一般事項	「h2階のトイレや污水配管等は、汚染作業区域及び非汚染作業区域の上部に配置しない計画」と記載がありますが、4/28回答No211では「現段階では、手洗い等の雑排水も同様としてください。」ともあります。手洗い等の雑排水もすべてになると計画がかなり難しいと思われまます。2階の排水管が1階の天井裏で施工しないような計画であれば可能として頂けませんでしょうか。	基本は、2階のトイレや污水排水管等は、汚染作業区域及び非汚染作業区域の上部配置しないことと考えて下さい。ただし、排水のルートが確保出来ない等やむを得ない雑排水の系統については、協議により決定します。
110	要求水準書	55	第6	3	(2)	ア	(ア) ^h	建築一般事項	「2階のトイレや污水配管等は、汚染作業区域及び非汚染作業区域の上部に配置しないこと」と記載がありますが、これらに手洗いなどの雑排水も含まれるのでしょうか。また上記は必須条件でしょうか、それとも漏水等の安全対策を徹底すれば同様に扱えると理解して良いでしょうか。	No. 109の回答をご確認ください。
111	要求水準書	56	第6	3	(2)	ア	(ア) ⁿ	建築一般事項	電波が届かない場合を想定し、正確な時刻を刻む「設備時計」でも良いでしょうか。	可とします。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
112	要求水準書	57	第6	3	(2)	エ	(ア)	給食エリアに関する特記事項	「食品の動線上に位置する扉は、全て自動扉」と記載がありますが、一般的に不要と考えられる汚染作業区域については対象外とし、非汚染作業区域など必要と思われる部分のみに限定しても良いでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
113	要求水準書	60	第6	3	(4)	ク		テレビ共同受信設備	市職員用事務室にも必要でしょうか。必要な場合、受像機も含むのでしょうか。また、NHK受信料は市側の負担でよろしいでしょうか。	市職員用事務室への設置は必須としませんが、食育エリア等の必要箇所にテレビ受信設備（受像機を含む）を設置し、来館者等が視聴可能な状態としてください。 また、NHK受信料は市が負担します。
114	要求水準書	61	第6	3	(5)	カ	(イ)	昇降機設備	試食会はどの室を想定していますか。	食育エリアに設置する研修室等を想定しています。
115	要求水準書	61	第6	3	(5)	カ		昇降機設備	試食会を開催する予定の諸室をご教示ください。予定がなければ、食育エリアを全体的に利用するものと理解して宜しいでしょうか。また小荷物専用昇降機の設置とありますが、自主事業にて設置する一般昇降機を兼用しても良いでしょうか。	No. 114の回答をご確認ください。 また、小荷物専用昇降機と一般昇降機の兼用については可とします。
116	要求水準書	63	第6	3	(6)	イ	(イ) a (c)	調理機器等	素案時の質疑で【iii洗米機は、自動的に浸漬・洗米が行えるものとし、炊飯室へ送米できる機器とすること。使用後の自動洗浄機能を備え、また、配管内の洗浄が行える構造とすることと記載がありますが、洗米機の米ぬかは手洗いによる念入りの洗浄が不可欠と思われます。配管内に関しては、容易に分解でき水や洗剤を使用して、確実に手洗い可能で衛生的に保てる機器であれば良いとの理解で宜しいでしょうか。】の内容が、ご理解の通りとなっておりますが、素案時の質疑回答で変更はありませんでしょうか。	変更ありません。
117	要求水準書	65	第6	3	(7)	ア	(イ)	市職員・一般市民用玄関	研修室や見学スペースは「80名程度（40名×2クラス）」を受け入れるとありますが、40名程度でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。 なお、下駄箱数を上回る児童生徒等の来場があった場合は、靴をビニール袋に入れて持ち込むなどの対応を想定しています。
118	要求水準書	65	第6	3	(7)	ア	(イ)	市職員・一般市民用玄関	什器の調達について外来者用下駄箱は40名程度とありますが、研修室に80名程度の椅子・長机とあります。80名が施設を利用する際は下足はどのように取り扱う想定でしょうか。	No. 117の回答をご確認ください。
119	要求水準書	65	第6	3	(7)	ア	(イ)	市職員・一般市民用玄関	外来者用の下駄箱が「40名程度」とありますが、研修室の想定人数が80名なので、下駄箱も80名を想定する、という認識でよろしいでしょうか。	No. 117の回答をご確認ください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
120	要求水準書	65	第6	3	(7)	ア	(イ)	市職員・一般市民用玄関	「下駄箱」と記載ありますが、施設内は上履き利用を想定しておりますか。外部からの円滑な利用を考慮して、下足での利用も選択肢に入るでしょうか。	施設内は上履き利用を想定しており、下足での利用は想定していません。
121	要求水準書	66	第6	3	(9)	ク		食缶等	和え物用食缶を本市から引き取り・・・とありますが、本事業での活用方法は事業者の提案によるとの認識でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
122	要求水準書	69	第7	2	(1)	イ		諸室等を活用した事業者による取組の実施	取組例にキッチンスタジオや研修室を使用し親子料理教室が挙げられていますが、この場合、研修室の使用料は無料と考えてよいでしょうか。	諸室等を活用した食育推進活動等の取組については使用料を減免する予定ですが、詳細については今後、本市において定める当該施設の使用料減免取扱要綱において示します。
123	要求水準書	69	第7	2	(1)			事業者が行う業務	付帯事業として、市の施設を活用しての事業提案を求められており、その運営、維持管理も事業者側が行うこととなっています。施設の有効活用するという点では、学校給食が行われている平日の時間、土・日・祝日、学校給食の長期休暇期間など事業者の提案によって、各種イベント事業で施設を使用することも施設の有効活用になると認識しています。事業者側の都合や要望で行う事業「自主事業」においては、私益であるため貴市の施設を使用した場合に使用料や貸付料を支払うことは当然との認識しています。しかしながらその分を価格点に反映させることについては違和感を感じます。事業者への公平かつより良い提案を求めるのであれば、付帯事業も自主事業共に使用料・貸付料を徴収し価格点に反映させるか、徴収はするが価格点には反映させないか。参加事業者が様々な工夫を凝らした提案ができるような、公平な評価がなされるような評価基準にならないでしょうか。	一般的に学校給食の調理場は他の公共施設と比較してその使用時間や時期が限られていますが、本事業では、この調理場の空いた時間を有効活用することで給食センターの整備に係る市の財政負担の軽減を実現したいと考えています。すなわち、学校給食の調理に影響を及ぼさないことを前提に、事業者が空いた時間の調理場を収益事業等で使用することを認め、その対価として施設使用料を徴収することで、給食センターの整備に要する費用の一部を回収したいと考えています。このように自主事業の実施に伴い事業者から徴収する施設使用料は、給食センターの整備費用を創意工夫により低廉に抑えることと同様の効果を生み出すものと考えていることから、事業者選定における総合審査では、使用料等の納付提案額を入札価格から差し引いたもので価格点の評価を行うものです。また、本事業における付帯事業については、建設地である旧安佐市民病院跡地の活用コンセプトの実現のために、一般的な給食センターに「食に関する情報発信や地域住民の様々な活動に利用できる機能」を付加しようと考えているものであり、このために必要な費用（諸室の整備費用、運営費用）は本事業の事業費に含めています。また、諸室の使用料については今後条例等で定めることを予定していますが、食育推進活動等の取組の実施の際には使用料を減免する方向で検討しており、付帯事業に関する提案において事業者の自己負担はほぼ見込まれないものと考えています。こうしたことから、付帯事業については提案内容で評価したいと考えています。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
124	要求水準書	70	第7	2	(1)	ウ		諸室などのさらなる活用に向けた取組の企画	「経費の負担方法についても合わせて提案を求める」とありますが、その経費について、内容によっては市の負担も一部、頂けるのでしょうか。また、その経費は入札価格の反映についてどのように考えたら良いのでしょうか。	「諸室等の更なる活用に向けた取組の企画」は、経費の負担方法も含めた企画の提案を求めるものであり、市が実施することを前提とした企画であれば市が負担することを協議により決定します。また、当該経費は入札金額に含めないでください。
125	要求水準書	70	第7	2	(1)	エ	(ウ)	諸室等の維持・修繕等の管理	市職員が不在となる時間については諸室利用者への鍵の受渡しを行うとありますが、貴市職員が不在となる日時はいつでしょうか。	月曜日から金曜日の夜間（17時以降）、週休日や祝日を想定しています。
126	要求水準書	70	第7	2	(1)	エ		諸室等の維持・修繕等の管理	閉場時の諸室等の出入り口の開錠・施錠ですが、利用者への貸出日・貸出時間の想定をご教示願います。	最長で月曜日から金曜日の夜間（17時～22時）、週休日や祝日（8時30分～22時頃まで）を想定しています。
127	要求水準書	70	第7	2	(1)	エ	(ウ)	諸室等の維持・修繕等の管理	諸室利用者への鍵の受渡し（市職員が不在となる時間に限定）とありますが、市職員が不在となる時間をお示し頂けますでしょうか。	No. 125の回答をご確認ください。
128	要求水準書	70	第7	2	(2)	イ		市が実施する業務	予約管理について、考え方、システムの内容について、詳細をご教示いただけないでしょうか。	市が実施する予約管理は、当該学校給食センター内に常駐する市職員が行い、地域住民等からの使用申請書の受付、使用許可を行うことを想定しています。
129	要求水準書	70	第7	2	(2)			市が実施する業務	4/3公示の「要求水準書（素案）」には、「光熱水費については、本市が負担する。」と記載がありましたが、同様の理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	要求水準書	71	第8	1				基本方針	学校給食における、共同調理場と民間調理場が共存可能なのでしょうか。	学校給食については学校給食衛生管理基準に基づく調理を行うため、他の調理とは区別する必要がありますが、学校給食と自主事業を同じ室で同時に調理しないこと、自主事業調理後は施設・設備を完全に洗浄・消毒した後に学校給食の調理を行うこと等を遵守していただくことで、学校給食の調理を行わない時間帯や場所において事業者が調理場を活用した自主事業を行うことができると考えています。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
131	要求水準書	71	第8	3	(1)	ア		建物及び建築設備の使用料(年額)	建物の延床面積に対する自主事業で使用する面積(使用する各諸室の合計面積)に関する質問です。①煮炊室の回転窯を自主事業で使った場合、前室、下処理室、従業員控室、トイレなど、煮炊き調理に伴い使う室は使用面積に加算するのでしょうか。また、②蒸気式煮炊き調理で使うボイラーが入っている機械室、排水処理施設、受水槽等の建設設備も使用面積に加算するのでしょうか。	使用許可は「諸室単位」とするため、調理員が直接使用するスペースであっても廊下など部屋として独立していない部分については、使用面積に計上する必要はありません。 なお、自主事業に伴う行政財産の目的外使用許可は、調理に伴い調理員が直接使用する諸室(調理室、下処理室、前室、従業員控室、トイレなど)を対象に行う予定のため、これらの諸室は使用面積として計上する必要があります。 また、機械室、排水処理施設、受水槽等については、調理に伴い稼働する設備や部屋ではあるものの、調理員が直接使用する諸室ではないため、行政財産の目的外使用許可の対象としない予定です。このため、これらの設備又は部屋については使用面積に含めないものとしますが、使用料算定のための建物全体の減価償却費相当額の算出の際にはこれらの整備に要する費用を含めて算出してください。
132	要求水準書	71	第8	3	(1)	ア		建物及び建築設備の使用料(年額)	減価償却費相当額(年額)の計算における建築費、建築設備費は、自主事業専用室を除くとの理解でよいでしょうか。	自主事業専用室は除いて算出してください。
133	要求水準書	71	第8	3	(1)	ア		建物及び建築設備の使用料(年額)	使用面積/延床面積の計算における使用面積には、自主事業専用室の面積は含まないことでよいでしょうか。また、延床面積にも自主事業専用室の面積を含まないことでよいでしょうか。	自主事業専用室は除いて算出してください。
134	要求水準書	71	第8	3	(1)	ア		建物及び建築設備の使用料(年額)	自主事業で使用する面積について、玄関や廊下、機械室等は含まれないとの理解でよいでしょうか。	No. 131の回答と同様に、共用部等で諸室でない場所(廊下、階段)や、調理員が直接使用する諸室でない部分は使用面積に含めません。
135	要求水準書	72	第8	3	(1)	イ		土地の使用料(年額)	算定方法の計算式について4/100を乗算するのは、④使用日数/365×4/100という意味ではなく、①×②×③×④/365に対してという理解でよろしいでしょうか。	①×②×③×④に対して4/100を乗じて算出します。
136	要求水準書	72	第8	3	(1)	イ		土地の使用料(年額)	土地の使用料の計算における使用面積には、自主事業専用室の面積も含むことでよいでしょうか。	自主事業専用室の面積は除いて算出してください。
137	要求水準書	72	第8	3	(1)	ウ		調理設備の貸付料(年額)	調理設備の貸付料の原価償却費相当額が、自主事業で使用する調理設備だけが対象で、使わない設備は対象外でよろしいでしょうか。(例えばフライヤーだけを使う場合は、フライヤーの取得価格のみが対象となる)	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
138	要求水準書	72	第8	3				使用料・貸付料	学校給食・自主事業共に使用する機器で、自主事業でしか使わない機能（オプション）がある場合、機器取得費用について按分等の方法を取るのか、又は使用料・貸付料の支払いで対応するのか、ご教授下さい。	自主事業でしか使わない機能（オプション）に係る費用は事業者負担とします（入札金額に含めないでください。）。
139	要求水準書	72	第8	4				自主事業専用室の整備	自主事業専用室の維持管理費用は事業者の負担とありますが、自主事業専用室内の維持管理において、施設全体と一体で維持管理するもの（例えば消防点検等）は、面積按分等により、一部事業者負担となるのでしょうか。その場合、入札額には、自主事業専用室分は含まないことになると思いますので、事業者負担分の計算式をお示し頂けますでしょうか。	入札金額には、あくまで給食センター（食育エリアを含む。）の整備・運営に必要な金額のみ計上してください。施設全体と一体で維持管理するものに係る費用についても、その一部（自主事業専用室使用相当分）は事業者負担として考えていますが、その費用の算出方法は事業者の提案に委ねます。
140	要求水準書	72	第8	4				自主事業専用室の整備	自主事業専用室を整備した場合は、事業期間中、事業者が所有することになるのでしょうか、それとも整備後すぐに無償で市に譲り渡すことになるのでしょうか。	自主事業専用室を整備した場合、施設の一体的な管理運営という点から市が施設全体の所有権を保有することが望ましいと考えており、本件施設の竣工と同時に同室を事業者から市に無償譲渡を受けた上で、市と事業者が同室の貸借契約を締結することを想定しています。また、同室の使用対価については市議会の議決を経た上で、同室の整備に要した費用の範囲内で免除したいと考えています。 なお、同室を事業者が所有する提案も可としますが、同提案に係る対応については本事業の契約締結までに市と事業者の間で調整します。
141	要求水準書	72	第8	4				自主事業専用室の整備	「整備費用は、本件建物の建築費及び建築設備費の総額を自主事業専用室の面積と本件面積との比率で案分した額」とありますが、廊下やトイレ、事務室などの共用部分については自主事業専用外とみなし、入札価格に含めて良いのでしょうか。共用部分の取り扱いについてご教示ください。	共用部分については、自主事業専用外とみなすため入札金額に含めてください。
142	要求水準書	73	第8	5	(1)	ア		評価	一行目から二行目にかけて「価格評価市の～内容を評価する。」とありますが、これは「内容評価」にあたる内容ではないのでしょうか。	ご指摘を踏まえ修正します。要求水準書を修正します。
143	要求水準書	73	第8	7				自主事業実施に伴う法令等の遵守	自主事業に起因する事項について、年間の事業所税の発生はありますか。発生するのであれば積算基準をご教示ください。	事業所税の発生や積算基準については、本市ホームページや本市財政局税務部市民税課法人課税係に確認の上、対応してください。
144	要求水準書						No.2他	資料9	ちりめんいりこの下処理指示が1分加熱となっていますが、中心温度の確認は不要とのことでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
145	要求水準書						No.9	資料9	かやくうどんのうどんの下処理指示が15cm角となっておりますが、誤記でしょうか。	ゆでうどんは、番重に流し入れた状態で固まったものが納品されるため、その番重の形に固まったうどんを縦横15cmに切り、1本のうどんの長さを短くするという意味です。
146	要求水準書						No.10	資料9	じゃがいもの含め煮のうずら卵に個数の記載がありますが、配缶時は重量での配缶との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	要求水準書						全般	資料9	豆腐や油揚げ等は、裁断済みの冷凍品等の使用は想定していませんか。	現在、裁断済みの冷凍品（豆腐、油揚げ）は使用していません。
148	要求水準書						全般	資料9	こんにゃくやしらたき等は、裁断済みのものの使用は想定していませんか。	現在、裁断済みのこんにゃく、しらたきは使用していません。
149	要求水準書						全般	資料9	ちくわ等の練り物やウィンナー等の畜肉加工品も全て給食センターで裁断する想定でしょうか。	現在、練り物やウィンナー等は給食センターで裁断しています。
150	要求水準書								本事業における貴市と事業者のリスク分担についてお示しいただけますでしょうか。	契約書及び要求水準書に基づき取扱います。
151	様式集	3	第1	4	(3)	ア		様式3-1 様式3-2	参考資料の入札書提出に際しての留意事項に従えばよいでしょうか（封筒への記載内容や定型・任意など）。	ご理解のとおりです。
152	様式集	3	第1	4	(3)	イ		作成要領等	提案書類のうち、「(1)基礎審査に関する提案書類(様式3)」及び「総合審査に関する提案書類(様式4)」は一括して綴じとありますが(1)+(2)をすべて一括して1つのファイル綴じするというのでしょうか。もしくは、(1)で一冊、(2)で一冊、2つのファイルに分けてそれぞれ一括して綴じするというのでしょうか。	基礎審査(図面集は除く)、総合審査はA4サイズで各1冊、図面集はA3サイズで1冊として提出してください。様式集を修正します。
153	様式集	3	第1	4	(3)	イ		作成要領等	パイプファイルは基礎審査で1冊、総合審査で1冊ということは、基礎審査のA4パイプファイルの後半にA3図面集を片袖折りにして綴じ込むということでしょうか。図面集を別のファイル(A3)に綴じてはいけないのでしょうか。	No. 152の回答をご確認ください。
154	様式集	4	第1	4	(3)	エ		作成要領等	総合審査は1冊のパイプファイルに綴じ込むが、通し番号は「事業計画」と「市が推進する行政施策への取組等」で分けるということでしょうか。	通し番号を別とすることも可とします。
155	様式集	4	第1	4	(3)	オ		作成要領等	様式2-3の「グループ構成員一覧」に記載する、「代表企業」、「構成企業」、「協力企業」等の名称を使用すること、とありますが、「構成企業」、「協力企業」という用語は間違いでしょうか。様式2-4、2-5(令和5年6月14日修正後)にも出てきます。	ご指摘を踏まえ修正します。 「構成員」又は「協力員」で記載してください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
156	様式集	4	第1	4	(3)	オ		作成要領等	様式2-3の「グループ構成員一覧」に記載する、「代表企業」、「構成企業」、「協力企業」等の名称を使用すること、とありますが、構成員、協力員ともに複数ありますので、提案書類には、様式2-4の右欄にならってABC…の枝番を振って表記してもよいでしょうか。 また、様式2-3にはABC…の枝番を振る必要はないでしょうか。	ご指摘を踏まえ修正します。 提案書類には、様式2-4「事業実施体制」に記載した「提案書等で使用する匿名」を記入してください。
157	様式集	4	第1	4	(3)	カ		作成要領等	電子データの提出に関しまして、PDF形式はテキストを抽出できるものとするかと記載ありますが、CDデータに提出する形式はPDFでもよいということでしょうか。様式集5.6ページの【提出書類一覧】の表においては提出形式がWordかexcel形式となっております。Wordや他のソフト(イラストレーターなど)で作成したファイルをテキストが抽出できる形でPDF形式での提出することは可能でしょうか。	可とします。
158	様式集	4	第1	4	(3)	カ		作成要領等	CD-ROMまたはDVD-ROMに保存する電子データですが、第3提出書類一覧の右端欄の提出形式で保存するということでしょうか。「PDF形式は、テキストを抽出」とありますが、右端欄にはPDFがありません。	ご指摘を踏まえ修正します。
159	様式集	5	第3					提出書類一覧	一番右欄の提出形式ですが、図面集はすべてWordで間違いないでしょうか。ほかのソフトで作成した場合は、Wordに貼り付ければよろしいでしょうか。	図面などCADで作成したものはPDFで提出ください。様式集は修正します。
160	様式集							様式2-3	設計企業が工事監理を兼ねる場合は、「設計企業」の欄に「工事監理企業」と書き加えたうえで、工事監理企業の欄は削除してよいでしょうか。	可とします。
161	様式集							様式2-4	グループ内の位置づけの欄に「主たる企業以外の協力員」とある行の「提案書等で使用する匿名」の欄は、構成員を協力員に修正すればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	様式集							様式2-4	行が過不足する場合は、適宜修正とありますが、本事業における役割欄に配送・回収業務を加えてもよいでしょうか。	可とします。
163	様式集							様式2-11	資格申請時に提示させて頂いた分担工事の分担が、入札後の協議により、合理的な理由で変更された場合の措置はどのようになりますでしょうか。	合理的な理由の詳細が不明であるため具体的な措置を回答することは出来かねますが、市と事業者で協議の上、共同企業体協定書等に基づき対応することになります。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
164	様式集							様式2-11	備品調達・設置業務についても、分担工事として扱うことは可能でしょうか。	分担工事として取扱うことは可能ですが、市との契約当事者となる共同企業体構成員の間で分担してください。
165	様式集							様式2-11	分担工事が特にない場合は、本協定は不要という理解でよろしいでしょうか。また、その場合は共同企業体協定書の8条も削除される理解でよろしいでしょうか。	建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本的関係若しくは人的関係のある者が兼ねてはならないとしているため、分担工事がない場合は想定していません。
166	様式集							様式3-3	提案書類の表紙・目次ページに関しまして、(様式4-1)(様式4-23)の表紙・目次ページには右上に通し番号を記載する枠がありますが、(様式3-3)基礎審査に関する提案書類(表紙・目次)は右上に枠がありません。表紙・目次は通し番号に含めますでしょうか。	提案書類の表紙・目次ページは通し番号に含めます。ご指摘を踏まえ修正します。
167	様式集							様式3-10、3-11	「③仕上表」「④全体計画説明書」とありますが、「④仕上表」「⑤全体計画説明書」に直さなくてよいでしょうか。	ご指摘を踏まえ修正します。
168	様式集							様式3-17	試食会の開催支援ですが、要求水準書16ページには、「少なくとも2回は調理リハーサル」「1回当たり最低でも2,000食」「献立は市で作成」「試食会(市の要請により開催)」とあるだけです。食数、回数、献立等を業者が想定して見積もればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	様式集							様式3-21	「調理設備の選定の妥当性や設定根拠については、記載例を参考に記入して下さい。」この記載例をお示しください。	「なお、調理設備の選定の妥当性や設定根拠については、記載例を参考に記入して下さい。」は誤記です。様式集を修正します。調理設備の選定の妥当性や設定根拠については、調理設備の容量や釜数、作業時間等を具体的に記載してください。
170	様式集							様式3-22	ここに記入する給食開始時刻は、資料5の4時限終了から15分後など、一定の時刻を事業者が任意に定めればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	様式集							様式3-23	税込みでしょうか、税抜きでしょうか。	税抜きです。
172	様式集							様式3-24	光熱水費は、運営業務の見積に入れるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	様式集							様式3-25	消費税は、その他の欄に記載すればよろしいでしょうか。	各費用(維持管理費と運営費)の計の下に、消費税の行を追加してください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
174	様式集							様式3-25	長期収支計画の費目は見積の費目に合わせる必要はなく、維持管理業務、運営業務の合計額が各見積の合計額と整合していればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	様式集							様式3-26 様式3-27	「A3横長に変更」とのことですが、変更した上で片袖折りしてA4に閉じるということでしょうか。	図面集はA3ファイルでの提出としますので、A4への折り込みは不要です。
176	様式集							様式4-3	添付する決算報告書等の企業名はそのままよいでしょうか。	正部のみそのままお願いします。
177	様式集			1	(1)			様式4-24	法定雇用障害者数を達成していないと障害者雇用率は2.3%以上にはならないので、(ア)～(ウ)は(1)法定雇用障害者数を達成しているの選択肢ではないでしょうか	ご指摘を踏まえ修正します。
178	様式集			1				様式4-24	(ハローワークに6月1日現在の状況を報告する)障害者雇用状況報告書の写しを提出すれば、様式4-24(別紙様式)障害者雇用状況調書の提出は不要という理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
179	様式集			1				様式4-24	法定雇用障害者数を達成していない場合も、障害者手帳の写し及び健康保険被保険者証等の写しの提出は必要でしょうか	法定雇用障害者数(2.3%以上)を達成していない場合は、障害者手帳の写し及び健康保険被保険者証等の写しの提出は不要です。また、「障害者雇用状況報告書」の作成義務のある団体で、報告書の写しを提出する場合も、障害者手帳の写し及び健康保険被保険者証等の写しの提出は不要です。
180	基本協定書(案)							基本協定書	基本協定書の締結については構成員のみとし、協力員は含めないと捉えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	設計・建設等請負工事契約約款	1	第1章	第1条	2			総則	「その請負金」とありますが、設計業務及び工事監理業務については、通常、業務委託契約になります。本契約の設計業務及び工事監理業務につきましては、どのような扱いになりますでしょうか。設計の成果物に対して契約不適合責任も問われるのでしょうか。また、設計業務、工事監理業務、建設工事業務それぞれの担当企業はそれぞれの業務の連帯責任を追わない理解でよろしいでしょうか。	本契約において、設計業務、工事監理業務の委託についても規定しています。請負代金は、第1条第2項で定めているとおり、設計業務、工事監理業務及び建設業務の対価という位置づけとなります。契約不適合責任については、第75条第1項に記載のとおり、引き渡された設計成果物、本件施設、調理設備又は調理備品リスト若しくは事務備品リストに記載された什器備品等が対象となります。また、各担当企業の連帯責任については、共同企業体協定書第10条に基づき請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとし

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
182	設計・建設等請負工事契約約款	1	第1章	第1条	2			総則	「その請負金」とありますが、設計業務及び工事監理業務については、通常、業務委託契約になります。本契約の設計業務及び工事監理業務につきましては、どのような扱いになりますでしょうか。設計の成果物に対して契約不適合責任も問われるのでしょうか。また、設計業務、工事監理業務、建設工事業務それぞれの担当企業はそれぞれの業務の連帯責任を追わない理解でよろしいでしょうか。	No. 181の回答をご確認ください。
183	設計・建設等請負工事契約約款	1	第1章	第2条				定義	設計業務、工事監理業務、建設工事業務それぞれの担当企業はそれぞれの業務の連帯責任を追わない、という認識でよろしいでしょうか。	No. 181の回答をご確認ください。
184	設計・建設等請負工事契約約款	4	第1章	第5条		(5)		契約の保証	履行保証保険の契約をする場合、共同企業体の代表企業が市を被保険者とする保険に加入することで良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
185	設計・建設等請負工事契約約款	4	第1章	第5条				契約の保証	契約保証金の額、保証金額又は保険金額が請負代金額の10分の1以上にすれば、設計企業、建設企業、工事監理企業それぞれが、個別に保証を付すことは可能でしょうか。	第5条に定める契約の保証は、受注者である共同企業体代表者において一括して保証を付してください。
186	設計・建設等請負工事契約約款	14	第3章	第25条				関連工事の調整	工期の遅れが発注者による第三者の工事の調整に起因した場合は、受注者は責任を問われないという理解でよろしいでしょうか。	事案にもよりますが、発注者の責めに帰すべき事由によると認められるような事由の場合には、受注者は責任を問われません。不可抗力事由の場合は第73条が、法令変更による場合には第74条が適用となります。
187	設計・建設等請負工事契約約款	21	第3章	第45条	1			賃金又は物価の変動に基づく建設対価の変更	「契約期間内でこの契約の仮契約締結日から12月を経過した後に…請求することができる」とありますが、物価変動に基づく建設対価の変更として、いつ時点からお認め頂けますでしょうか。当初の基準日をご教示ください。昨今、著しい物価上昇が生じており、そのリスクを事業者側で負担することが非常に難しい現状にあります。入札日を当初の基準日とすることが最も適当だと考えます。	物価変動に基づく建設単価の変更については「契約締結日」を基準日とすることを想定していますが、市と事業者で協議の上、決定します。
188	設計・建設等請負工事契約約款	21	第3章	第45条	1			賃金又は物価の変動に基づく建設対価の変更	近年建設資材・労務費の著しい上昇が生じております。物価変動について仮契約締結日から12月を経過した後に請求可能との記述がありますが物価変動による請求額を算出する起算点は入札時と考えてよろしいでしょうか。	No. 187の回答をご確認ください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
189	設計・建設等請負工事契約約款	21	第3章	第45条	1			賃金又は物価の変動に基づく建設対価の変更	「契約期間内でこの契約の仮契約締結日から12月を経過した後…請求することができる」とありますが、当初の基準日としていつ時点からお認め頂けますでしょうか。昨今の物価上昇を考慮して入札日を当初の基準日とさせていただけではないでしょうか。	No. 187の回答をご確認ください。
190	設計・建設等請負工事契約約款	21	第3章	第45条	1			賃金又は物価の変動に基づく建設対価の変更	「契約期間内でこの契約の仮契約締結日から12月を～請求することができる」とありますが、物価変動に基づく建設対価の変更としていつ時点からお認め頂けますでしょうか。物価上昇が生じており、そのリスクを事業者側で負担することが非常に難しい現状にあると考えます。	No. 187の回答をご確認ください。
191	設計・建設等請負工事契約約款	21	第3章	第45条	1			賃金又は物価の変動に基づく建設対価の変更	「契約期間内でこの契約の仮契約締結日から12月を経過した後…請求することができる」とありますが、物価変動に基づく建設対価の変更として、いつ時点からお認め頂けますでしょうか。当初の基準日をお示しください。昨今、著しい物価上昇が生じており、そのリスクを事業者側で負担することが非常に難しい現状にあります。入札日を当初の基準日とすることが最も適当だと考えます。	No. 187の回答をご確認ください。
192	設計・建設等請負工事契約約款	21	第3章	第45条	1			賃金又は物価の変動に基づく建設対価の変更	建設対価の変更請求は、複数回可能でしょうか。	設計・建設等請負契約書（案）第45条第4項のとおりです。
193	設計・建設等請負工事契約約款	21	第3章	第45条	3			賃金又は物価の変動に基づく建設対価の変更	「変動前残建設対価及び変動後残建設対価は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者及び受注者が協議して定める」とありますが、変動前残建設対価の建設単価および内訳はどのように考えたら良いでしょうか。根拠となる単価、内訳について、ご教示頂けますでしょうか。	国土交通省大臣官房技術調査課作成の運用マニュアルに準じた取扱いを想定しています。
194	設計・建設等請負工事契約約款	21	第3章	第45条	3			賃金又は物価の変動に基づく建設対価の変更	「変動前残建設対価及び変動後残建設対価は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者及び受注者が協議して定める」とありますが、変動前残建設対価の建設単価および内訳はどのように考えたら良いでしょうか。根拠となる単価、内訳について、お示しください。	No. 193の回答をご確認ください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
195	設計・建設等請負工事契約約款	21	第3章	第45条	3			賃金又は物価の変動に基づく建設対価の変更	「変動前残建設対価及び変動後残建設対価は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者及び受注者が協議して定める」とありますが、変動前残建設対価の建設単価および内訳につきまして、根拠となる単価、内訳をご教示頂けますでしょうか。	No. 193の回答をご確認ください。
196	設計・建設等請負工事契約約款	21	第3章	第45条	3			賃金又は物価の変動に基づく建設対価の変更	変動前残建設対価及び変動後残建設対価は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者及び受注者が協議して定めると記載がございます。物価指数とは、何を根拠とされる予定でしょうか。また物価指数等の「等」とは、何を指しますか。ご教示願います。	受注者の協議資料等に基づき双方で合意した物価指数等を用いることを想定しています。
197	設計・建設等請負工事契約約款	21	第3章	第45条	3			賃金又は物価の変動に基づく建設対価の変更	「変動前残建設対価及び変動後残建設対価は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者及び受注者が協議して定める」とありますが、物価指数等の具体的な考えをお示しいただけないでしょうか。	No. 196の回答をご確認ください。
198	設計・建設等請負工事契約約款	22	第3章	第45条	6			賃金又は物価の変動に基づく建設対価の変更	「建設対価が著しく不相当となったときは、…前各項の規定にかかわらず、建設対価の変更を請求することができる」とありますが、この時の算定式等、想定がありましたら、ご教示ください。	国土交通省大臣官房技術調査課作成の運用マニュアルに準じた取扱いを想定しています。
199	維持管理・運営委託契約約款	目次	第19条					目次	「開催準備業務」ではなく「開業準備業務」ではないでしょうか。	ご指摘を踏まえ維持管理・運営委託契約書(案)を修正します。
200	維持管理・運営委託契約約款	別紙2		3				是正勧告に対する受注者の対応	「受注者は、原則として是正勧告を受けた日から3日以内に～改善計画書を発注者に提出し～」とありますが、改善計画書の提出は、是正勧告を受けた日から3営業日以内としていただけないでしょうか。3日の中に土日祝日等の休日が含まれてしまうと、メーカーや専門業者が休みのため十分な改善策の検討が出来ません。	ご指摘を踏まえ修正します。
201	維持管理・運営委託契約約款	別紙3		2				普通火災保険	市にて本施設の火災保険・共済等に加入されますでしょうか。市にて加入される場合でも、事業者も同様の保険の付保が必要でしょうか。	市においても他の公共施設と同様に各種保険に加入することを想定していますが、事業者側の帰責事由による火災等により本件施設に損害が生じた場合は、その損害補償を事業者に求めることとなります。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
202	維持管理・運営委託契約約款	別紙3		2				普通火災保険	普通火災保険に加入することとありますが、管理財物保障により同等の補填がされれば火災保険に加入しなくてよろしいでしょうか。	同等の補填がされるのであれば可とします。
203	事業概要（素案）及び要求水準書（素案）に関する質問に対する回答	22		177				揚げ物・焼き物室	手作りルーの調理を想定しているとのことですが、ブラウンルーの調理は想定していますか。	ホワイトルー、ブラウンルー、カレールーを想定しています。